

(防) 第18号
昭和43年5月1日

本部各部課長
各警察署長 殿

| | |
|-------|-----------|
| 項目コード | J 0 1 0 7 |
| 保存期間 | 長 期 |
| 廃棄年月日 | |
| 担当係 | 銃器安全係 |

三重県警察本部長

火薬類取締法令事務取扱要綱の制定について(例規通達)

改正 昭44(防)第14号、昭51(防)第25号、昭61(務)第28号、平6(務)第26号

火薬類取締法令の一部改正に伴い、このたび別添のとおり、火薬類取締法令事務取扱要綱(以下「要綱」という。)を制定したので、下記事項に留意のうえ、事務処理上あやまりのないようされたい。

なお、火薬類取締法の一部を改正する法律の施行と、これに伴う火薬類取締法令取扱手続の制定について(例規通達昭和36年3月31日防保発第348号)は、廃止する。

記

1 要綱制定の趣旨

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)が一部改正され、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入および消費に関する総理府令(昭和41年総理府令第46号)が施行されたことに伴い、従前の火薬類取締法令取扱手続(昭和36年三重県公安委員会規程第2号)を大幅に改正する必要が生じ、加うるに昭和42年11月1日、三重県公安委員会事務専決規程(昭和42年三重県公安委員会規程第4号)および三重県警察における事務の専決等に関する訓令(昭和42年三重県警察本部訓令第7号)が施行されたこともあって、この機会に法令の事務取扱手続の規定内容により具体性を持たせ、事務処理の手続きを明確にするため、新たにこの要綱を制定し、火薬類取締法令取扱手続を廃止することとしたものである。

2 要綱の要点

- (1) 新たに猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入および消費についての許可事務が加わったことに伴い、許可事務およびこれに伴う届出等の処理要領を明確にしたこと。(第2条から第15条まで)
- (2) 猟銃用火薬類等の許可について、取消しをする必要がある場合の手続きを明示したこと。(第16条および第17条)

- (3) 猟銃用火薬類等許可台帳、火薬類運搬証明書交付台帳および火薬類関係台帳は、いずれも台帳の様式を定めることなく、猟銃用火薬類等に関する許可申請書、火薬類の運搬届書または知事部局からの通報文書とをじ合わせて台帳とすることとし、事務の簡素化を図ったこと。(第4条、第8条、第11条、第18条および第25条)

3 運用上の留意事項

(1) 第3条(譲受許可申請書の処理)関係

譲受人が必要以上の猟銃用火薬類等を所持することは公安上好ましくないので、譲受け許可の数量は、許可1件についておおむね実包または空包合計2,000個、銃用雷管2,000個、無煙火薬または黒色猟用火薬5キログラムとして取り扱うこと。ただし、特別の理由がある場合は、この数量をこえて許可してもさしつかえないものとする。

(2) 第11条(消費許可申請書の処理)関係

猟銃用火薬類等の消費許可申請書の受理に際しては、事前に申請人に対して無許可消費数量をこえて消費する理由を聴取し、真にその必要があると認められるものについて申請書を受理するものとし、実態の伴わない許可をしないよう留意すること。

(3) 第13条(疑義のある許可についての指揮伺い)関係

猟銃用火薬類等の許可にあたり付する条件については、災害の防止または公共安全を維持するため必要な最少限度のものとされているが、当面考えられるものに火薬庫外貯蔵量をこえる数量の譲受け許可をする際、その分割譲受けを命ずることとなるので、必ず条件を付するよう留意すること。

(4) 第18条(運搬届の処理)関係

ア アジ化鉛、ニトログリセリン、ニトログリコール等の通常運搬に適しないきわめて鋭敏な火薬類等については、仮に運搬の届出があっても、これを行なわないよう指導すること。

イ 運搬証明書の指示事項欄に記載する指示事項は、具体的な運搬にあたり、その運搬についての技術上の基準を定めることを意味するものであるから、指示にあたっては、特にこのことを留意すること。

なお、鉄道、船舶および航空機についての指示は行なわないようにすること。

ウ 指示として行なう運搬車両の通路および点検場所の指定については、火薬類を運搬する車両の通路および点検場所の指定に関する運用要綱の制定について(例規通達昭和36年6月28日防保収第636号の1)によること。

(5) 第23条(緊急措置の上申)関係

緊急措置をする必要がある場合の上申について書面の様式を定めしたが、文書による上申のいとまがないときは、電話により行なうことも差支えないので留意すること。

(6) 第24条(許可に関する合議の処理)関係

知事部局から意見を求められたときの調査は、じゅうぶんに行なったうえすみやかに処理するとともに、煙火等の消費に伴って当然とるべき警備措置についても公共安全を確保す

る見地から遺漏のないようにすること。

(7) 第26条（措置要請の上申）関係

措置の要請ができる事項以外のものについても、公共の安全の維持のために必要がある事項は、これを行ない得るので留意すること。

(8) 第27条（事故等の報告および通報）関係

火薬類の喪失または盗難の届出を受けた場合の処理について定め、許可証（書）または運搬証明書の喪失または盗難の場合については規定上明示しなかったが、いずれの場合においても県内各署に対し、捜査上必要な手配をすべきであるとの趣旨であるので留意すること。

別 添

火薬類取締法令事務取扱要綱

目次

第1章 通則（第1条）

第2章 猟銃用火薬類等の許可（第2条 第17条）

第3章 火薬類の運搬の証明（第18条 第22条）

第4章 雑則（第23条 第32条）

附則

第1章 通 則

（趣旨）

第1条 この要綱は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「令」という。）火薬類の運搬に関する総理府令（昭和35年総理府令第65号）および猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入および消費に関する総理府令（昭和41年総理府令第46号）の規定に基づく火薬類に関する申請、届出を受理した場合その他の事務の処理に関し、警察署長（以下「署長」という。）の行なう取扱手続について必要な事項を定めるものとする。

第2章 猟銃用火薬類等の許可

（譲渡許可申請書の処理）

第2条 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入および消費に関する総理府令（以下この章において「府令」という。）第2条の規定による猟銃用火薬類等譲渡許可申請書を受理した場合は、次の各号について調査し、支障がないと認めるときは、許可をするものとする。

(1) 当該申請書は、府令第2条の規定による様式に必要な事項が記載され、かつ、記載事項は事実と相違ないか。

(2) 譲渡の目的は、明らかであるか。

(3) 当該譲渡は、公共の安全の維持に支障をおよぼすおそれはないか。

(4) 譲渡期間は、1年をこえていないか。

（譲受許可申請書の処理）

第3条 府令第3条第1項の規定による猟銃用火薬類等譲受許可申請書を受理した場合は、次の各号について調査し、支障がないと認めるときは許可をするものとする。

- (1) 当該申請書は、府令第3条第1項の規定による様式に必要事項が記載され、かつ、同条第2項または第3項の規定による書類が提示または添付され、それらの記載事項は事実と相違ないか。
- (2) 譲受けの目的は明らかであり、かつ、申請の火薬類は、当該銃砲に適合するものであるか。
- (3) 当該譲受けは、公共安全の維持に支障をおよぼすおそれはないか。
- (4) 譲受けの期間は、1年をこえていないか。

2 前項第1号の規定により、当該申請書の記載事項が提示書類の内容と相違がないことを確かめたときは、申請書の下部欄外に提示書類を確認した旨を記載し、当該取扱者印を押印させなければならない。

(許可証の作成および許可台帳の保存)

第4条 第2条もしくは前条第1項の規定により許可をしたとき、または第13条の規定により指揮を受けて許可をしたときは、次の各号に掲げるところにより、府令第5条第1項の規定による猟銃用火薬類等譲渡許可証または猟銃用火薬類等譲受許可証(以下「許可証」という。)を作成して交付するとともに、当該申請書を猟銃用火薬類等許可台帳(以下「許可台帳」という。)としてとじ合わせ、保存するものとする。

- (1) 許可証および許可台帳の許可番号は、譲渡、譲受けの別に警察署名を冠した年度ごとの一連番号とすること。
- (2) 許可証の有効期間は、当該申請書記載の譲渡または譲受けの期間に基づき、1年より長くない期間内で譲渡または譲受けに必要な期間を記載すること。
- (3) 許可台帳の許可番号欄の下部余白に許可の年月日を記載すること。

(許可証書換申請書の処理)

第5条 府令第6条の規定による猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証書換申請書を受理したときは、変更事項について必要な調査を行なったうえ、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 当該許可台帳を訂正するとともに、上部欄外に書換えをした年月日およびその旨を記載すること。
- (2) 許可証の記載事項の変更部分を訂正し、公安委員会小印を押印して交付すること。

(許可証再交付申請書の処理)

第6条 府令第7条第1項の規定による猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証再交付申請書を受理したときは、申請の理由を調査し、事実と相違ないことを確かめたうえ、再交付するものとする。

2 前項の規定により再交付する許可証には、許可番号の左側に「再交付」と朱書し、当該許可

台帳の上部欄外に再交付した年月日およびその旨を記載するものとする。

(許可証継続記載欄追加届の処理)

第7条 府令第8条の規定による許可証の譲受人記載欄または譲渡人記載欄の追加届を受理したときは、新たな許可証用紙の表面に斜線を引き、その中央に公安委員会小印を押印して当該許可証の裏面にはりつけ、警察署印をもって契印したうえ、交付するものとする。

(輸入許可申請書の処理)

第8条 府令第9条第1項の規定による猟銃用火薬類等輸入許可申請書を受理した場合は、次の各号について調査し、支障がないと認めるときは、許可をするものとする。

(1) 当該申請書は、府令第9条第1項の規定による様式に必要な事項が記載され、かつ、同項および同条第2項の規定による書類が添付または提示され、それらの記載事項は事実と相違ないか。

(2) 輸入の目的は、明らかであり、かつ、申請の火薬類は、当該銃砲に適合するものであるか。

(3) 当該輸入は、公共安全の維持に支障をおよぼすおそれはないか。

2 前項第1号の規定により、当該申請書の記載事項が提示書類の内容と相違がないことを確かめたときは、第3条第2項の規定に準じて処理しなければならない。

3 第1項の規定により許可をしたとき、または第13条の規定により指揮を受けて許可をしたときは、次の各号に掲げるところにより当該申請書のうち、1通を輸入許可書(以下「許可書」という。)として交付するとともに、他の1通を許可台帳としてとじ合わせ、保存するものとする。

(1) 許可書および許可台帳の許可番号は、警察署名を冠した年度ごとの一連番号とすること。

(2) 許可書の上部欄外に「本件許可する」旨、許可年月日および公安委員会名を記載し、公安委員会小印を押印すること。

(3) 許可台帳の許可番号欄の下部余白に許可年月日を記載すること。

(輸入許可書記載事項変更届の処理)

第9条 府令第9条第4項の規定による猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届を受理したときは、変更事項について必要な調査を行なったうえ、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 当該許可台帳を訂正するとともに、上部欄外に変更した年月日およびその旨を記載すること。

(2) 許可書の記載事項の変更部分を訂正し、公安委員会小印を押印して交付すること。

(輸入届の処理)

第10条 府令第10条の規定による猟銃用火薬類等輸入届を受理したときは、許可をした内容と届け出の事項が一致しているかどうかを確認しなければならない。

(消費許可申請書の処理)

第11条 府令第11条第1項の規定による猟銃用火薬類等消費許可申請書を受理した場合は、次の各号について調査し、支障がないと認めるときは、許可をするものとする。

- (1) 当該申請書は、府令第11条第1項の規定による様式に必要事項が記載され、かつ、同条第2項の規定による書類が提示または添付され、それらの記載事項は事実と相違ないか。
- (2) 消費の目的または場所、日時、数量もしくは方法は、不適當でないか。
- (3) 当該消費は、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれはないか。

2 前項第1号の規定により、当該申請書の記載事項が提示書類の内容と相違がないことを確かめたときは、第3条第2項の規定に準じて処理しなければならない。

3 第1項の規定により許可をしたとき、または第13条の規定により指揮を受けて許可をしたときは、第8条第3項の規定に準じて処理するものとする。この場合において、同項中「輸入許可書」とあるのは「消費許可書」と読み替えるものとする。

(消費許可書記載事項変更届の処理)

第12条 府令第11条第2項の規定による猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届を受理したときは、第9条の規定に準じて処理するものとする。この場合において、同条中「猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届」とあるのは「猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届」と読み替えるものとする。

(疑義のある許可についての指揮伺い)

第13条 許可申請に対して所定事項を調査した結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、調査の結果ならびに疑義の事項または付すべき条件の内容、理由および許否決定に関し必要と認める意見を付して警察本部長(以下「本部長」という。)に報告し、指揮を受けなければならない。

- (1) 法令の規定に触れるなどにより許可してはならないと認められるとき。
- (2) 許可することについて疑義があるとき。
- (3) 法第48条の規定により条件を付する必要があると認められるとき。

2 前項の規定により指揮を受けて許可に条件を付するときは、当該許可証または許可書(以下「許可証等」という。)の下部欄外に付すべき条件を朱書しなければならない。

(不許可の通知)

第14条 不許可通知書(様式第1号)の送付を受けたときは、すみやかに当該申請者にこれを交付して受領書を提出させるものとする。

(許可の通報)

第15条 第2条、第3条第1項、第8条第1項または第11条第1項の規定によりした許可については、猟銃用火薬類等許可通報書(様式第2号)により、3か月ごとにとりまとめ、対応する地方連絡室長または県事務所に通報しなければならない。

(行政処分の上申)

第16条 法第17条第3項または第25条第3項の規定により許可を取り消す必要があると認

めるときは、行政処分上申書（様式第3号）に次の各号に掲げる証拠資料を添えて上申しなければならない。

- (1) 公共の安全の維持に支障をおよぼすおそれが生じたと認めるに足りる疎明資料
- (2) その他処分決定上必要と認める資料
（行政処分の執行）

第17条 許可取消通知書（様式第4号）の送付を受けた場合は、次の各号に掲げるところによりこれを執行するとともに、当該許可台帳の下部欄外に処分年月日および理由を記載するものとする。

- (1) 許可取消通知書は、すみやかに被処分者に交付して受領書を提出させること。
- (2) 当該許可証等を返納させること。
- (3) 被処分者が所在不明のときは、その旨本部長に報告して指示を受けること。

第3章 火薬類の運搬の証明

（運搬届の処理）

第18条 火薬類の運搬に関する総理府令（以下この章において「府令」という。）第2条第1項の規定による火薬類運搬届および運搬計画表を受領した場合は、次の各号について調査し、支障がないと認めるときは、府令第3条の規定による火薬類運搬証明書（以下「証明書」という。）を作成し、当該運搬計画表を添付して警察署印をもって契印したうえ、交付するものとする。

- (1) 府令第3章の規定による積載方法、運搬方法等の技術上の基準に適合しているか。
- (2) 当該運搬の日時、通路等は支障がないか。

2 前項の規定により証明書を交付するときは、届出書の上部欄外に証明番号および年月日を記載し、火薬類運搬証明書交付台帳（以下「交付台帳」という。）としてとじ合わせ、保存するものとする。

3 証明書および交付台帳の証明番号は、警察署名を冠した年度ごとの一連番号を付するものとする。

4 証明書の有効期間は、当該運搬計画表に基づき、おおむね1か月をこえない期間内で運搬に必要な期間を記載するものとする。

5 第1項の場合において、法第19条第2項の規定による指示をする必要があると認めるときは、届出者に対して必要な事項を指示するとともに、その内容を証明書の指示事項欄に記入しなければならない。

（運搬の通知）

第19条 前条第1項の規定により証明書を交付した場合は、次の各号に掲げるところにより速やかに火薬類運搬通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

- (1) 運搬が県内にとどまるときは、通過地及び到着地を管轄する署長に通知すること。
- (2) 運搬の通過地及び到着地が他の都道府県公安委員会（以下「他の公安委員会」という。）

の管轄する区域にわたるときは、県内通過地を管轄する署長に通知するとともに、その運搬する火薬類の数量が1トン以上であるときは、速やかに防犯部生活保安課長に通知すること。

- 2 前項の規定により通知した後において、交通上の障害その他の理由により運搬日時、通路等を変更させる必要があると認めるときは、届出者に通知し、証明書の記載事項の変更の届出をさせたいえ、前項の規定に準じて通知しなければならない。

(運搬通知の受理)

第20条 前条の規定による火薬類の運搬通知を受理した場合は、次の各号に掲げるところにより措置しなければならない。

- (1) 運搬上の事故を防止するため、速やかに交通事情の調査その他の必要な手配をすること。
- (2) 運搬の日時又は通路について、交通上の障害等により支障があると認めるときは、意見を付して速やかに当該通知を發した署長に回報すること。

- 2 前項第2号の場合において、当該通知が他の公安委員会から發せられたものであるときは、意見を付して速やかに防犯部生活保安課長に通知しなければならない。

(証明書記載事項変更届の処理)

第21条 府令第4条の規定による火薬類運搬証明書記載事項変更届を受理した場合は、第18条第1項各号について調査し、支障がないと認めるときは、次の各号に掲げるところにより処理するとともに、第19条第1項の規定に準じて通知しなければならない。

- (1) 当該交付台帳を訂正するとともに、上部欄外に書換えをした年月日及びその旨を記載すること。
- (2) 証明書の記載事項の変更部分を訂正し、公安委員会小印を押印して交付すること。

- 2 前項の届出が運搬開始後のものであって、当該証明書が他の公安委員会又は県内の他の署長から交付されたものであるときは、防犯部生活保安課長又は当該署長に通知し、証明の事実を確かめたいえ、前項第2号の規定に準じて訂正するとともに、証明書の下部欄外に届出年月日、書換えをした旨及び警察署名を記載し、警察署印を押印して交付するものとする。

(証明書再交付申請書の処理)

第22条 府令第5条の規定による火薬類運搬証明書再交付申請書を受理したときは、申請の理由を調査し、事実に相違ないことを確かめたいえ、再交付するものとする。

- 2 前項の規定により再交付する証明書には、証明番号の右側に「再交付」と朱書し、当該交付台帳の上部欄外に再交付した年月日およびその旨を記載するものとする。

- 3 第1項の申請が、運搬開始後において証明書を喪失したことを理由とするもので当該証明書が他の公安委員会または県内の他の署長から交付されたものであるときは、防犯部生活保安課長または当該署長に通知し、証明の事実を確かめたいえ、火薬類運搬証明書喪失届出済証(様式第6号)を交付するものとする。

第4章 雑則

(緊急措置の上申)

第23条 法第45条の規定により火薬類の運搬または消費を一時禁止し、または制限する緊急の必要があると認めるときは、ただちに緊急措置上申書(様式第7号)により上申しなければならない。

2 緊急措置書(様式第8号)の送付を受けたときは、すみやかに当該緊急措置の対象者にこれを交付するものとする。

(許可に関する合議の処理)

第24条 法第52条第1項および令第4条の規定により許可に関して意見を求められたときは、当該許可の支障の有無を調査し、すみやかに文書をもって回答しなければならない。

(通報文書の処理)

第25条 法第52条第2項および令第5条の規定による処分および届出の内容についての通報文書を受理したときは、これを確認し、通報文書のうち、火薬類の製造、販売および火薬庫の設置の許可にかかるものは、火薬類関係台帳としてとじ合わせ、保存するものとする。

(措置要請の上申)

第26条 法第52条第4項および令第6条の規定による措置をとるべきことを要請する必要があると認めるときは、火薬類取扱いに関する措置要請上申書(様式第9号)により上申しなければならない。

(事故等の報告および通報)

第27条 法第39条第2項または法第46条第1項の規定による事故等の届出を受理した場合は、ただちに必要な措置を講じ、次の各号に掲げるところにより本部長に報告するとともに、法第52条第5項の規定により対応する地方連絡室長または県事務所に通報しなければならない。

(1) 法第46条第1項第1号の規定による災害発生の届出を受けたときは、危険物災害事故の速報について(例規通達昭和43年4月25日(防)第16号)により報告すること。

(2) 法第46条第1項第2号の規定による火薬類を喪失し、または盗取された旨の届出を受けたときは、次に掲げる事項を報告すること。

ア 発生日時および場所

イ 所有者または被害者の住所、職業、氏名および年令

ウ 火薬類の種類、数量および特徴

エ 喪失または盗難被害の状況

オ その他手配に参考となる事項

2 前項第2号の規定により報告した、喪失し、または盗取された火薬類を回復したときは、手配解除に必要な事項を本部長に報告しなければならない。

(手数料の納付の確認)

第28条 第2条、第3条第1項および第8条第1項に規定する申請書の受理または第18条第

1 項に規定する証明書の交付にあたっては、令第3条に規定する額の手数料が三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第3条の規定による証紙により納付されたことを確認しなければならない。

（許可証等用紙の取扱い）

第29条 警察署に許可証等用紙受払簿（様式第10号）を備え、防犯部生活保安課から許可証若しくは証明書用紙を受け入れたとき、又は許可証若しくは証明書を交付したときは、その都度必要事項を記入し、受払いの状況を明らかにしなければならない。

2 前項の場合において、許可証又は証明書を書き損じたときは、許可証等用紙受払簿の摘要欄に「書き損じ」と記入して払い出し、これを年末ごとに取りまとめて防犯部保安課へ送付するものとする。

（許可証等返納の処理）

第30条 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入および消費に関する総理府令第5条第1項および第7条または火薬類の運搬に関する総理府令第6条および第7条の規定により許可証または証明書の返納を受理したときは、返納された許可証または証明書を朱線を引いてまっ消し、廃棄するとともに、許可台帳または交付台帳の下部欄外に返納年月日および理由を記載するものとする。

2 前項の場合において、返納された証明書が他の公安委員会または県内の他の署長から交付されたものであるときは、当該公安委員会または署長に送付しなければならない。

（行政訴訟の報告）

第31条 法および令の規定による処分を受けた者が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）により訴えを起こしたことを知ったときは、すみやかにその状況を本部長に報告しなければならない。

（許可等事務取扱上の注意事項）

第32条 許可その他の事務処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 申請書等の不備の点は懇切に指導して訂正させ、完備したものを受理すること。
- (2) 迅速、的確および公平を旨とし、決定があるまでは許可、不許可等についての私見を述べないこと。
- (3) 許可証等または証明書交付の際、法令上の手続き、遵守事項等について懇切に教示すること。

附 則

1 この要綱は、昭和43年5月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に火薬類取締法令取扱手続（昭和36年三重県公安委員会規程第2号）の規定によりなされている事務処理に関する手続きは、この要綱の相当規定によりなされた手続きとみなす。

附 則 〔昭和44年3月18日（防）第14号〕

この要綱は、昭和44年4月1日から施行する。

| |
|--|
| 三重県公安委員会指令第 号 |
| 不 許 可 通 知 書 |
| 年 月 日 |
| 殿 |
| 三重県公安委員会 印 |
| 年 月 日付け許可申請の猟銃用火薬類等の については、次の理由で許可しない。 |
| 記 |
| 1 理 由 |

(規格B5)

(教示事項)

この処分について不服があるときは、三重県公安委員会に対して、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

猟銃用火薬類等許可通報書

第 号
年 月 日

殿

警察署長 印

昭和41年3月7日付け警察庁保安局長と通商産業省軽工業局長との「銃砲刀剣類所持等取締法および火薬類取締法の一部を改正する法律の制定に関する覚書」により、次のとおり通報する。

| 許可取扱期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
|-----------|--------|--------------------|-------|-----|-----|
| | | 譲 渡 | 譲 受 け | 輸 入 | 消 費 |
| 許可件数 | | | | | |
| 火薬類の種類の数量 | 無煙火薬 | グラム | グラム | グラム | グラム |
| | 黒色猟用火薬 | グラム | グラム | グラム | グラム |
| | 銃用雷管 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| | 実包 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| | 空包 | 個 | 個 | 個 | 個 |

(規格B5)

行政処分上申書

第 号

年 月 日

三重県警察本部長 殿

警察署長

| | | | | | | | | |
|------------------------|----------------------------|----------|---|--------|------------|-------|--------|--|
| 許可の 種 別 | | 許可 番号 | 第 | 署 号 | 許 可 年月日 | 年 月 日 | | |
| 火 薬 類 | 種 類 | 実 包 | | 空 包 | 銃用雷管 | 無煙火薬 | 黒色獵用火薬 | |
| | 名 称 | | | | | | | |
| | 数 量 | 個 | | 個 | 個 | グラム | グラム | |
| 被 上 申 者 | 住 所 職 業 氏 名 (年 齢) | | | | | | | |
| 許可の取消 しを必要と する理由 | | | | | | | | |
| 参 考 事 項 | | | | | | | | |

(規格B5)

三重県公安委員会指令第 号

許 可 取 消 通 知 書

年 月 日

殿

三重県公安委員会 印

火薬類取締法第 条第 項の規定に基づき、次の理由により 年 月 日付
け猟銃用火薬類等の の許可を取り消したから通知する。

記

1 理 由

様式第 5 号

| 火 薬 類 運 搬 通 知 書 | | | | |
|-------------------------|-------|-------|---------|---------|
| 発信 年 月 日 午 前 後 時 分 | | | 発信県（署）名 | |
| 取扱者 | 発 | 通知先 | | |
| | 受 | | | |
| 運搬届出入 住所・氏名 | | | | |
| 届け出火薬 類の種類 および数量 | 爆 薬 | 火 薬 | 工 業 雷 管 | 電 気 雷 管 |
| | キログラム | キログラム | 個 | 個 |
| | 導 火 線 | | | |
| | メートル | | | |
| 車両の種類 台数および 運転者氏名 | | | | |
| 発 送 場 所 | | | | |
| 到 達 場 所 | | | | |
| 通路および 通過日時 | | | | |
| 備 考 | | | | |

（規格 B 5）

注 の欄には、上記各欄に掲げる通知事項のほか、特に通知する必要のある事項および相手方から連絡のあった事項について記入すること。

様式第 6 号

| | | |
|--|-----|--|
| <p>火薬類運搬証明書喪失届出済証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三重県 警察署長 印</p> <p>公安委員会発行にかかる下記内容の火薬類運搬証明書を喪失した旨、届出 があったことを証明する。</p> | | |
| 荷 送 人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 火 薬 類 の 種 類 お よ び 数 量 | | |
| 証 明 書 の 有 効 期 間 | | |
| 運 転 者 氏 名 | | |
| 発 送 場 所 | | |
| 到 達 場 所 | | |
| 荷 受 人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 公 安 委 員 会 の 指 示 事 項 | | |
| 通 路 お よ び 日 時 | | |

(規格 B 5)

緊 急 措 置 上 申 書

第 号
年 月 日

三重県警察本部長 殿

警察署長

| | | |
|---------------------------------|--------------------------------|--|
| 緊 対 急 措 置 の 者 | 住 所 (法人の場合 は、所在地) | |
| | 氏 名 (法人の場合 は、名称・ 代表者) | |
| 緊 急 措 置 の 内 容 | | |
| 緊 急 措 置 を 必 要 と す る 理 由 | | |
| 参 考 事 項 | | |

(規格B5)

三重県公安委員会指令第 号

緊 急 措 置 書

年 月 日

殿

三重県公安委員会 印

年 月 日 証明した火薬類の運搬
許可 猟銃用火薬類等の消費 について火薬類取締法第45条の
規定に基づき、次のとおり緊急措置する。

記

1 緊急措置の内容

2 緊急措置をする理由

(規格 B 5)

火薬類取扱いに関する措置要請上申書

第 号
年 月 日

三重県警察本部長 殿

警察署長

| | | |
|-------------------------|--------------------|--|
| 要請事項および該当法条 | | |
| 措 置 対 象 者 | 住所 (法人の場合は、所在地) | |
| | 氏名 (法人の場合は、名称・代表者) | |
| | 業 務 種 別 | |
| | 所 在 地 | |
| 措 置 要 請 を 必 要 と す る 理 由 | | |
| 関係法令の遵守状況および情状に関する意見 | | |
| 参 考 事 項 | | |

(規格B5)

注1 要請事項は製造、販売、譲渡、譲受けまたは消費の許可の取消し、製造(貯蔵・火薬庫)の技術基準の適合命令等と記載すること。

2 業務種別とは、製造、販売、火薬庫(級別)、消費、庫外貯蔵等をいい、所在地は、その所在場所を記載すること。

